

平成27年度第1回協議会

(書面開催)

八街市地域公共交通協議会

目 次

議題 1 号	平成 27 年度補正予算（案）及び平成 27 年度事業計画の変更について	1
	平成 27 年度補正予算（案）について	2
	平成 27 年度事業計画の変更について	4
議題 2 号	八街市地域公共交通網形成計画策定に向けた調査業務の事業実施者の選定について	6
	公募型プロポーザルの実施に係る公告	8
	八街市地域公共交通網形成計画調査業務に係る公募型プロポーザル実施要領	11
	八街市地域公共交通網形成計画調査に関する業務委託仕様書	19
	八街市地域公共交通協議会の公募型プロポーザルに関する審査委員会実施要領	22
	八街市地域公共交通網形成計画調査業務の事業実施者選定に関する提案評価基準	24

議題番号	議題1
議題名	平成27年度補正予算(案)及び平成27年度事業計画の変更について
議 題 の 説 明	
1 平成27年度補正予算(案)について	
平成27年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域公共交通調査事業(計画策定事業))に係る補助金申請をしたこと、以下のとおり交付決定したことによる補正です。	
(1) 交付決定額 4,441,000円	
(2) 補正額	
歳入	2款1項1目(国庫補助金) 4,441,000円
補正後の歳入額 4,871,000円	
歳出	2款1項1目(研究調査費) 4,441,000円
補正後の歳出額 4,871,000円	
(3) 補助金の使途	
①八街市地域公共交通網形成計画策定のための調査業務	
②八街市地域公共協議会の運営支援	
2 平成27年度事業計画の変更について	
八街市地域公共交通網形成計画策定を進めるにあたり必要となる事業を追加するものです。	

※図表や参考資料等ある場合は別に添付してください

平成27年度八街市地域公共交通協議会補正予算(案)

(単位：千円)

歳入

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
2. 国庫支出金	1. 国庫補助金	1. 国庫補助金	0	4,441	4,441	1 国庫補助金	4,441	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 4,441
	計		430	4,441	4,871			

(単位：千円)

歳出

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
2. 事業費	1. 事業推進費	1. 調査研究費	30	4,441	4,471	8 報償費	30	勉強会講師報償 30
						13 委託料	4,441	調査事業委託、協議会運営支援 4,441
	計		430	4,441	4,871			

平成27年度八街市地域公共交通協議会予算 参考資料

歳入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明(補正後)	内訳	
						区分	補正前の額		補正額	計
1.	負担金	1. 負担金	430	0	430	1	市負担金	430	市負担金	430
2.	国庫支出金	1. 国庫補助金	0	4,441	4,441	1	国庫補助金	4,441	地域公共交通確保維持改善事業費補助金	4,441
		計	430	4,441	4,871			4,871		4,441

歳出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明	内訳	
						区分	補正前の額		補正額	計
1.	総務費	1. 会議費	384	0	384	8	報償費	340	協議会委員報償	340
		2. 事務局費	10	0	10	11	需用費	44	振込依頼手数料	44
2.	事業費	1. 調査研究費	30	4,441	4,471	8	報償費	30	勉強会講師報償	30
		1. 事業推進費	6	0	6	13	委託料	0	調査事業委託、協議会運営支援	4,441
3.	予備費	1. 予備費	6	0	6	1	予備費	6	予備費	6
		計	430	4,441	4,871			430		4,441

平成27年度 事業計画の変更について

(変更理由)

平成27年度地域公共交通調査事業費補助金(地域公共交通調査事業(計画策定事業))が採択されたことから、補助金(4,441千円)を活用し、八街市地域公共交通網形成計画の策定を進めていく。

なお、八街市地域公共交通協議会の会議は5回とするが、軽微な事項や緊急の決定を要する場合には書面による開催を行う。(太字部分が変更部分)

1. 協議会の開催(年5回)

- 第1回 5月開催(書面)
- 第2回 6月予定
- 第3回 8月予定
- 第4回 12月予定
- 第5回 3月予定

2. 利用者アンケート・乗降調査の実施

- ・9月頃実施予定(平成26年度のアンケート調査と同様に経年変化を見る)

3. ふれあいバスの再編案・新たな交通システム導入の可能性についての検討

- ・先進事例の収集、地区などへ出向いての説明・意見徴収等

4. ふれあいバス乗継拠点の検討

- ・八街駅での乗継機能強化(ふれあいバスターミナルの移設等)
路線バスへの乗継強化など

5. 市民等への啓発(利用促進)

- ・広報紙、HPなどによる啓発
- ・転入者などへの啓発
- ・バスの日を設けるなどして、一時的な値下げや無料化の検討

6. 公共交通(ふれあいバス等)見直しに係る指針(ガイドライン)の作成

- ・改善基準や廃止基準等をメニューに盛り込む。

7. 地域住民組織立ち上げの検討

通年で検討を行う。(地域で公共交通のあり方について検討する組織設立の検討(市民協働による地域公共交通の担い手となる地域住民組織等を含む。))

8. 地域公共交通確保維持に関する勉強会

- ・ 11月開催予定
市民のための学識経験者、交通関係者による講義、勉強会

9. 運賃等の見直し検討

10. 運賃収入以外の収入の確保

- ・ ふれあいバス車両への広告掲載 など

11. 経費の縮減努力

- ・ 通年で検討を行う。

12. 「八街市地域公共交通網形成計画」の策定

- ・ 平成28年3月までを目途に「八街市地域公共交通網形成計画」を策定します。
策定に向け、以下の項目をコンサルティング会社に委託。

(1) 現在の路線の利用状況調査

- ア 八街市内循環バス(ふれあいバス)の乗降客調査
運行事業者が実施する乗降調査結果のとりまとめ及び分析
- イ ふれあいバス利用者アンケート調査(OD調査)
ふれあいバス利用者を対象としたアンケート調査(乗車時に配布、車内回収)

(2) 市民ニーズの把握調査

- ア 地域ごとの市民ニーズの把握
地域での現状・課題・再編の考え方の説明、地域ニーズの把握
- イ 地域ニーズの取りまとめ

(3) 市内公共交通網の効率的見直し案の検討

- ア 公共交通再編の前提条件の整理
バス事業者、市の意向の再整理
その他前提条件の整理
- イ 公共交通の採算性向上策の検討
導入可能な採算性向上策の検討
- ウ 公共交通網(ふれあいバス等)の見直し案の検討

(4) 地域公共交通網形成計画の取りまとめ

- 計画の取りまとめ

(5) 協議会開催等事務

- 協議会の運営支援(4回程度)

議題番号	議題2
議題名	八街市地域公共交通網形成計画策定に向けた調査業務の事業実施者の選定について
議題の説明	
<p>平成27年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通調査事業（計画策定事業））を活用し、八街市地域公共交通網形成計画策定をするにあたり、調査業務の実施事業者を選定する必要があります。</p> <p>選定方法については、当該業務の内容が高度な専門性が求められることから、価格によって決定する競争入札方式ではなく、技術的に最適な者と契約する公募型のプロポーザル方式を予定しています。</p> <p>つきましては、八街市地域公共交通協議会の公募型プロポーザルに関する審査委員会を設置するために実施要領を制定したうえで審査会を開催し、技術的に最適な者と委託契約をしようとするものです。</p>	
1 業務委託する内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・ ふれあいバスの利用状況調査 ・ 市内公共交通網の効率的見直し案の検討 ・ 地域公共交通網形成計画の取りまとめ ・ 地域公共交通協議会の運営支援 	
2 公募型プロポーザルに関する審査委員会委員	
八街市地域公共交通協議会委員のうち5名で構成する。	
地域公共交通協議会会長	榎本 隆二
総務部長	武井 義行
八街市区長会会長	原 弘行
公募市民	中村 進
総務部企画課長	黒崎 淳一

※図表や参考資料等ある場合は別に添付してください

議 題 の 説 明

3 公募型プロポーザル方式による委託業者選定までのフロー

① 5月22日 公募型プロポーザル実施に係る公告(掲示板及び市ホームページ)

↓

② 5月28日 参加表明者による参加表明書の提出

↓

③ 5月29日 質問書の提出期限

↓

④ 6月 1日 質問書に対する回答期限

↓

⑤ 6月 3日 企画提案書の提出期限

↓

⑤ 6月10日 審査委員会によるヒアリングの実施

ヒアリングの結果を踏まえ、最も優れた提案者を決定

↓

⑥ 最も優れた提案者と契約

公募型プロポーザルの実施に係る公告

八街市地域公共交通網形成計画調査業務に係る公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成27年5月22日

八街市地域公共交通協議会
会長 榎本 隆二

1 公募型プロポーザルに付する事項

- (1) 事業名称 八街市地域公共交通網形成計画調査業務
- (2) 履行期限 平成28年3月18日
- (3) 業務内容 八街市地域公共交通網形成計画策定に係る調査業務、協議会運営支援業務等
- (4) 業務上限額
金 4,441千円（消費税及び地方消費税を含む）
※ただし制限事項あり。詳細は八街市地域公共交通網形成計画調査業務に係る公募型プロポーザル実施要領参照

2 参加資格等に関する事項

本事業に参加する者は、公告日現在において次の要件をすべて満たす者とする。

なお、複数の事業者による共同提案は認めないものとする。

- (1) 平成26・27年度八街市入札参加資格者名簿に登載されている者のうち、八街市又は千葉県の建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を、本公告日から候補者決定日までの間、受けていない者であること。
- (2) 八街市建設工事等暴力団対策措置要綱第2条第2項及び第3項の措置を受けていない者であること。
- (3) 八街市暴力団排除条例に定める暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団密接関係者と認められる者でないこと。
- (4) 本公告日の時点において、八街市入札参加資格者名簿に次の要件で登録されている者であること。
 - ① 登録部門 委託
 - ② 営業種目 調査・計画
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者であること。
 - ① 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者、又は前6か月以内に手形若しくは小切手を不渡りした者。

- ② 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。
- ③ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。
- (6) 1つの法人、団体及び同一の代表者が、重複して複数の参加表明を行った場合、その者の提案は無効とする。

3 参加表明に関する事項

(1) 提出書類及び提出部数

次の各号に掲げる書類を各1部提出すること。

①様式1 「参加表明書」

②代理人が提出する場合、又は代表者以外の印を使用する場合には、委任状を提出すること。

(2) 提出期限

平成27年5月28日（木）午後4時00分まで（必着）

(3) 提出方法

事前に電話連絡の上、担当部署へ直接持参すること。郵送・電子メールでの提出は不可とする。

(4) その他

詳細については、八街市地域公共交通網形成計画調査業務に係る公募型プロポーザル実施要領を参照のこと。

4 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

①企画提案書

②見積書

③経費内訳

④会社概要

(2) 提出期限

平成27年6月3日（水）午後4時00分まで（必着）

(3) 提出形態

① 企画提案書等（紙媒体） 正本1部、副本5部

② 企画提案書等の電子データ 1部

(4) その他

提出書類、提出方法等の詳細については、八街市地域公共交通網形成計画調査業務に

係る公募型プロポーザル実施要領を参照のこと。

5 参加辞退

参加の辞退は自由であり、以後、辞退により事業者が不利益な扱いを受けることはない。

なお、参加を辞退する場合には、別添様式2「参加辞退届」を提出するものとする。

6 審査方法

(1) 審査

提出書類とヒアリングによる審査を実施する。

① 日 時 平成27年6月10日(水) 実施予定

② 場 所 協議会が指定する場所

③ ヒアリング時間 概ね30分以内

(2) その他

詳細については、八街市地域公共交通網形成計画調査業務に係る公募型プロポーザル実施要領を参照のこと。

7 企画提案書等及びプロポーザル時の言語、通貨及び単位等

(1) 言語 日本語とする。

(2) 通貨 日本国通貨とする。

(3) 単位 日本標準時及び計量法に定める単位とする。

8 その他

(1) 業務委託料の支払いについては、業務完了後に八街市地域公共交通協議会が国の補助金の交付を受けた後とする。

(2) プロポーザル手続きの詳細は、八街市地域公共交通網形成計画調査業務に係る公募プロポーザル実施要領による。

9 担当部署(問い合わせ先)

八街市地域公共交通協議会

事務局 八街市総務部企画課

住 所 八街市八街ほ35-29

電 話 043-443-1114

FAX 043-444-0815

メール kikaku@city.yachimata.lg.jp

八街市地域公共交通網形成計画調査業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 事業の説明

(1) 事業名称

八街市地域公共交通網形成計画調査業務

(2) 事業の目的

本事業は、八街市における公共交通に関する「八街市地域公共交通網形成計画」の策定を目的とする。

(3) 事業内容

「八街市地域公共交通網形成計画」の策定及び策定のために必要な調査（市民ニーズの把握、乗降調査、利用者調査等）・分析、市内公共交通網の検討・研究、あるべき公共交通の体系の検討・検証を行うものとする。

八街市地域公共交通協議会の運営支援を行う。運営支援に際し、協議会資料の作成と議事録の作成、パブリックコメント時の支援、計画書のとりまとめ（紙ベースの成果品50部及び電子記録媒体による提出）を行う。協議会は4回程度（その他書面開催有り。）を予定している。

(4) 履行期間

平成28年3月18日まで

(5) 調査の場所

八街市内全域

(6) 提案上限額

① 提案上限額

金 4,441千円（消費税及び地方消費税を含む）

② 提案上限価格に関する留意事項

上記提案上限額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものであることに留意すること。また、提案見積書を提出する際には、上記提案上限額を超えてはならない。

(7) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

(8) 担当部署

八街市地域公共交通協議会

事務局 八街市総務部企画課

電話 043-443-1114

FAX 043-444-0815

メールアドレス kikaku@city.yachimata.lg.jp

(9) 提案書及びプロポーザル時の言語、通貨及び単位等

- ①言語 日本語とする。
- ②通貨 日本国通貨とする。
- ③単位 日本標準時及び計量法に定める単位とする。

2 参加表明等

本事業に参加する者は、公告日現在において次の要件をすべて満たす者とする。

なお、複数の事業者による共同提案は認めないものとする。

(1) 参加資格

- ①平成26・27年度八街市入札参加資格者名簿に登載されている者のうち、八街市又は千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領並びに千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準に基づく指名停止措置を、本公告日から候補者決定日までの間、受けていない者であること。
- ②八街市建設工事等暴力団対策措置要領第2条第2項及び第3項の措置を受けていない者であること。
- ③八街市暴力団排除条例に定める暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団密接関係者と認められる者でないこと。
- ④公告日の時点において、八街市入札参加資格者名簿に次の要件で搭載されている者であること。
 - ア 登録部門 委託
 - イ 営業種目 調査・計画
- ⑤地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者であること。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者、又は、前6か月以内に手形若しくは小切手を不渡りした者。
 - イ 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。
 - ウ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。
- ⑥1つの法人、団体及び同一の代表者が、重複して複数の参加表明を行った場合、その者の提案は無効とする。

(2) 参加表明

本事業への参加希望者は、下記①に掲げる書類を提出し、参加表明を行うものとする。

①提出書類及び提出部数

次の各号に掲げる書類を各1部提出すること。

- ア 様式1「参加表明書」

イ 代理人が提出する場合、又は代表者以外の印を使用する場合には、委任状を提出すること。

②提出期限

平成27年5月28日（木）午後4時00分まで（必着）

※提出可能時間は、平日午前8時30分から午後4時00分まで（市役所の閉庁日を除く。）

③提出方法

事前に電話連絡の上、担当部署へ直接持参すること。郵送・電子メールでの提出は不可とする。

3 質問及び回答

(1) 質問書の提出

質問がある場合は、書面により提出すること。

① 提出期限

平成27年5月29日（金）午後4時00分まで（必着）

② 提出方法

担当部署メールアドレス宛に電子メールに添付して提出すること。

なお、メール件名の先頭には【地域公共交通網形成計画調査業務質問書】を付加すること。

(2) 質問書に対する回答

質問書に対する回答は、平成27年6月1日（月）午後4時00分までに電子メール、又はFAXにて全参加表明者（辞退者を除く。）に対し回答する。（回答は、閉庁日及び勤務時間外には行わない。）

4 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

参加表明を行った事業者は、下記の書類を作成し提出すること。

① 企画提案書 正本1部（代表印押印）、副本5部、電子媒体1部

ア 提出書類は、自由形式とし、原則A4判で、目次を除き本分にページ数を付すること。

イ 企画提案書の用紙方向は、縦長とすること。

② 見積書 1部

※消費税及び地方消費税を含む総額を算用数字で記入。

③ 経費内訳 1部

④ 会社概要 1部

⑤ 様式3「関連業務実績」

(2) 提出期限

平成27年6月3日(水)午後4時00分まで

(3) 提出方法

提出する提案は1案のみとし、事前に電話連絡委の上、担当部署まで直接持参若しくは郵送により提出すること。なお、直接持参する場合の提出可能時間は、平日の午前8時30分から午後4時00分まで(市役所の閉庁日を除く。)とする。郵送の場合は、期限を過ぎたものは受け付けない。

(4) 提案のための費用負担

提案にかかる費用は、全て提案者の負担とする。

(5) 提案書の提案辞退

提案の辞退は自由であり、以後、辞退により事業者が不利益な扱いを受けることはない。なお、提案を辞退する場合には、別紙様式2「参加辞退届」を提出する者とする。

(6) 協議会から疑義照会

提出のあった企画提案書等の内容について審査の過程で疑義が生じた場合は、後日、必要に応じて協議会から疑義事項の照会を行う。

(7) 企画提案書等の取り扱い

- ① 企画提案書等の提出後の企画提案書等に記載された内容の追加及び変更は、原則として認めない。
- ② 提出された企画提案書等は、一切返却しない。
- ③ 提出された企画提案書等は、審査の過程で必要に応じて複製する場合がある。
- ④ 提出された企画提案書等は、営業上の秘密に該当する部分が含まれていることが考えられることから、原則公開しないものとするが、八街市情報公開条例に準じて対象行政情報となるため、情報公開請求や情報公開請求訴訟の如何によっては、公開される可能性がある。したがって、企業秘密等、公開されることにより事業者が不利益を被る恐れのある情報については、極力含まないようにするか、マル秘マークを付加する等、適切な措置を講じること。

5 審査方法

八街市地域公共交通協議会委員及び事務局等(八街市職員)で構成する審査委員会を設置し、各審査委員が提案についてそれぞれ審査する。

(1) ヒアリング審査

① ヒアリング実施概要

日時 平成27年6月10日(水)実施予定

場所 当市が指定する場所

出席人数 3人以内

ヒアリング時間 概ね30分以内

説明回答者 提案書類を作成した者が中心に行うこと。

② 審査方法

八街市地域公共交通協議会の委員及び事務局等（八街市職員）で構成する審査委員会において審査する。

③ 結果通知

審査結果については、八街市地域公共交通協議会のホームページ（八街市ホームページ内）に掲載する。

なお、選定されなかった者については、選定されなかった理由の説明を求めることができる。説明を求めるときは、審査結果の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に書面（様式自由）により請求すること。

④ その他

審査の経緯及びその内容に関する問い合わせには応じない。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けないものとする。

6 別添様式

（様式1）参加表明書

（様式2）参加辞退届

（様式3）関連業務実績

(様式1)

平成 年 月 日

八街市地域公共交通協議会
会長 榎本 隆二 様

参加表明書

八街市地域公共交通網形成計画調査業務に係る公募型プロポーザルへの参加を表明
します。

1. 会社の概要

所在地

商号

代表者氏名

印

代理人氏名

印

※代表者印、代理人印両方に押印のこと

担当者氏名

担当者電話番号

連絡用電子メール

(様式2)

平成 年 月 日

八街市公共交通協議会
会長 榎本 隆二 様

参加辞退届

八街市地域公共交通網形成計画調査業務に係る公募型プロポーザルに参加表明を提出しましたが、都合により参加を辞退します。

所在地

商号

代表者氏名

印

代理人氏名

印

※代表者印、代理人印両方に押印のこと

担当者氏名

担当者電話番号

連絡用電子メール

(様式3)

関連業務実績

No	関連業務名 (発注者名)	実施年度	業務概要
1	〇〇業務委託 (〇〇市)	平成 年度	
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

(記載等要領)

1. 関連業務とは、過去5年間(平成22年4月から平成27年3月まで)における自治体が発注する本業務と類似した公共交通関連業務とします。
2. 関連業務実績の証明として、契約書の写しを提出する場合は、契約書の表面(契約者が証明できる部分)及び仕様書等のみとし、約款等が記載されている部分の提出は不要とする。

八街市地域公共交通網形成計画調査に関する業務委託仕様書

1 委託業務名及び場所

- (1) 委託業務名 八街市地域公共交通網形成計画調査業務
- (2) 委託場所 八街市内全域

2 実施目的

本業務は、地域公共交通調査事業（計画策定事業）の補助対象事業として、八街市公共交通網形成計画を策定するために必要となる業務を実施するものである。

本市の公共交通機関は、路線バスが八街駅を発着し、4路線（住野線（千葉交通（株））、八街線、八街循環線（ちばフラワーバス（株））、八街線（九十九里鐵道（株））が運行しているところだが、近年の急速な少子高齢化や人口減少、自家用車の普及等により、利用者の減少が続いており、ちばフラワーバス（株）が運行する都賀線が平成26年4月1日付けで路線廃止となったところである。また、JR八街駅には、タクシー会社3社が参入している。

その他の交通手段としては、廃止路線バスの代替策、公共空白地域の解消策、高齢者等交通弱者対策として、本市が運行（委託方式）するコミュニティバスとしての八街市内循環バス（通称：ふれあいバス）があり、市内を中・南・西・北・街（まち）の5コースにより運行しているが、利用者の減少とともに、運行経費等から運賃収入を差し引いた市が負担する年間経費も約5,000万円を超えており、市財政状況が悪化する中、市の財政負担の軽減を図る意味からも、全市における総合的かつ効率的な生活交通体系の構築が急務となっている。

このような背景の下、市内公共交通の現状を分析し、市内全域における多様なニーズを把握した上で、旧態依然とした公共交通体系、特にコミュニティバス（通称：ふれあいバス）の運行体系の抜本的な見直し（再編）を図り、ふれあいバスの確保維持とともに、新たな公共交通の導入の検討も含めた八街市公共交通網形成計画を策定するために必要となる業務を実施するものである。

3 業務項目

(1) 現在の路線の利用状況調査

- ア 八街市内循環バス（ふれあいバス）の乗降客調査
運行事業者が実施する乗降調査結果のとりまとめ及び分析
- イ ふれあいバス利用者アンケート調査（OD調査）
ふれあいバス利用者を対象としたアンケート調査（乗車時に配布、車内回収）

(2) 市民ニーズの把握調査

- ア 地域ごとの市民ニーズの把握（小学校区（8地区）単位での検討会の設立）
検討会での現状・課題・再編の考え方の説明、地域ニーズの把握

(8 地区×各 1 回)

- イ 地域ニーズの取りまとめ
- (3) 市内公共交通網の効率的見直し案の検討
 - ア 公共交通再編の前提条件の整理
バス事業者、市の意向の再整理
その他前提条件の整理
 - イ 公共交通の採算性向上策の検討
導入可能な採算性向上策の検討
 - ウ 公共交通網(ふれあいバス等)の見直し案の検討
- (4) 地域公共交通網形成計画の取りまとめ
計画のとりまとめ
成果品印刷(紙媒体の成果品 50 部及び電子記録媒体の提出)
- (5) 協議会開催等事務
協議会の運営支援(4 回程度)。その他書面開催有り。
協議会への参加、協議会資料と議事録の作成。パブリックコメント時の支援

4 スケジュール (予定)

年 月	業務項目
平成 27 年 6 月～9 月	現在の路線の利用状況調査
6 月～11 月	市民ニーズの把握調査
9 月～12 月	市内公共交通網の効率的見直し案の検討
平成 28 年 1 月～3 月	地域公共交通網形成計画の取りまとめ
協議会開催時 (4 回程度)	協議会開催等事務

5 契約期間

契約締結日から平成 28 年 3 月 18 日まで

6 業務に必要な届出書類

- (1) 業務着手時に次の関係書類を提出し、委託者の承認を受けること。
 - ア 着手届及び技術者等届
 - イ 業務計画書
- (2) 業務完了時に次の関係書類を提出し、委託者の完了検査を受けること。
 - ア 完了届
 - イ 納品書
 - ウ 成果品
 - ・紙媒体 50 部

・電子記録媒体 1式

※電子記録媒体については、ワード、エクセル、JPEG 等で保存したものと PDF で保存したもの。

7 業務履行の確認及び支払条件

支払の請求にあたっては、前項に掲げる関係書類を提出し、検査担当職員の検査を受けること。また、支払は業務完了後一括払いとし、受託者は完了検査を受けた後、委託料を請求すること。委託者は国からの補助金の交付を受けた後に支払うものとする。

8 成果品に対する責任の範囲

受託者は、本業務の完了後といえども受注者の誤測、誤謬、不備等その他の瑕疵が発見された場合には、速やかに委託者の指示に従い、訂正をしなければならない。また、これに要する経費は、全て受託者の負担とする。

9 成果品の管理及び帰属

成果品の管理及び帰属は、全て委託者とし、受託者は委託者の承認なしに他に成果品を公表、貸与及び使用等をしてはならない。

10 個人情報について

本事業により知り得た個人情報については、本事業の終了後、すべて当協議会へ提出するものとし、データ等については廃棄すること。

八街市地域公共交通協議会の公募型プロポーザルに関する審査委員会実施要領

(目的)

第1条 八街市地域公共交通協議会が実施する公募型プロポーザル方式による契約の相手方の候補者の決定を厳正かつ公正に行うため、審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(諸掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を諸掌する。

- (1) 事業者選定に関すること。
- (2) 企画提案書等の審査及び候補者の決定に関すること。
- (3) その他必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は委員長及び委員で構成し、それぞれ別表に掲げる者を充てる。

(委員長)

第4条 委員長は、審査委員会を代表するとともに、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(審査の内容)

第6条 当該プロポーザルの企画提案の審査基準は、別に定める評価項目及び配点により行うものとする。

(評価)

第7条 提案者毎に各審査員の採点を集計し平均点を算出する。算出された平均点を提案者の得点とする。

(受注候補者の決定)

第8条 提案者のうち得点が最も高い提案者を受注候補者とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務部企画課において処理する。

(設置期間)

第10条 委員会の設置期間は、所掌事務が終了するまでの間とする。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要領は平成27年 月 日から施行する。

別 表

	役職名	関係条項	委員区分	所属	職	氏名
1	委員長	法第6条第2 項第1号	市の職員の中 から市長が指 名する者	八街市	副市長	榎本 隆二
2	委員	法第6条第2 項第1号	市の職員の中 から市長が指 名する者	八街市	総務部長	武井 義行
3	委員	法第6条第2 項第3号	地域公共交通 の利用者又は 市民の代表者	八街市区長会	会長	原 弘行
4	委員	法第6条第2 項第3号	地域公共交 通の利用者 又は市民の 代表者	公募市民		中村 進
5	委員		事務局	八街市総務部 企画課	課長	黒崎 淳一

八街市地域公共交通網形成計画調査業務の事業実施者選定に関する提案評価基準

1 目的

この基準は、八街市地域公共交通網形成計画調査業務委託の公募型プロポーザルにおける提案者からの提案内容を総合的に判断し、八街市にとって最も有利となる者を選定するため、必要な事項を定めるものとする。

2 業者選定方法

選定にあたっては、八街市に最も有利となる事業者を選定するため、提案者が提出した提案書及びプレゼンテーション等の内容について、限度額内の見積価格で提案したもののうち、八街市地域公共交通協議会の公募型プロポーザルに関する審査委員会の委員（以下「選定委員」という。）が「4 評価方法」に定める評価方法に基づき評価し、「5 総評価点」に従い算定する総評価点（「6 最低基準点」に定める最低基準点未満のものを除く。）が最も高い提案者の提案を採用することとする。

なお、最高得点者が複数となった場合には、見積価格がより安価である者の提案を採用することとし、該当見積価格も同額である場合には、くじ引きにより採用者を決定することとする。

3 審査方法

(1)ヒアリング審査

①業務提案内容の口頭説明

- ・ 出席人数 3人以内
- ・ 1社 概ね30分以内
- ・ 説明回答者 提案書類を作成した者が中心に行うこと。

4 評価方法

選定委員は、別表「八街市地域公共交通網形成計画調査業務の事業実施者選定に関する提案評価基準表」を使用して評価を行い、提案者ごとの評価点を算出する。

5 総評価点

各選定委員の評価点を合計し、選定委員の数で除した数値を総評価点とする。

なお、算出した際に小数点以下の数値が生じた場合は、小数点以下第1位で四捨五入する。

6 最低基準点

総評価の満点（1000点）の6割（600点）を最低基準点とする。

7 審査結果の公表及び通知

審査結果については、八街市地域公共交通協議会のホームページ（八街市ホームページ内）に掲載する。

なお、選定されなかった者については、選定されなかった理由の説明を求めることができる。説明を求めるときは、審査結果の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に書

面（様式自由）により請求すること。

8 その他

審査の経緯及びその内容に関する問い合わせは応じない。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けないものとする。

別表「八街市地域公共交通網形成計画調査業務の事業実施者選定に関する提案評価基準表」

評価項目		配点	評価点					
実施体制等・業務実績	業務実績	過去5年間において関連業務実績(※1)はあるか。	100	4件以上 (100)	3件 (70)	2件 (50)	1件 (30)	0件 (0)
	業務体制	業務体制が適正であるか。	100	極めて妥当 (100)	妥当 (70)	普通 (50)	不十分 (30)	極めて不十分 (0)
	業務実施方針	本業務の趣旨を十分に理解しているか。	100	極めて妥当 (100)	妥当 (70)	普通 (50)	不十分 (30)	極めて不十分 (0)
提案内容	提案	提案内容が具体的でわかりやすく、実現性の高いものであるか。	100	極めて妥当 (100)	妥当 (70)	普通 (50)	不十分 (30)	極めて不十分 (0)
	把握	八街市の地域特性について正確に把握しているか。	100	極めて妥当 (100)	妥当 (70)	普通 (50)	不十分 (30)	極めて不十分 (0)
	調査	・調査内容が具体的に示されているか。 ・計画策定の中で調査結果をどう反映させていくか示されているか。	100	極めて妥当 (100)	妥当 (70)	普通 (50)	不十分 (30)	極めて不十分 (0)
	課題の整理	課題解決に向けた施策の検討方法・イメージが八街市の抱える公共交通の問題に対して的確であるか。	100	極めて妥当 (100)	妥当 (70)	普通 (50)	不十分 (30)	極めて不十分 (0)
	計画の構成	・全体像や構成がわかりやすく示されているか。 ・他の公共交通やまちづくりの関連性も踏まえた計画も示されているか。	100	極めて妥当 (100)	妥当 (70)	普通 (50)	不十分 (30)	極めて不十分 (0)
	スケジュール	企画内容に見合った期間が確保されているか。	100	極めて妥当 (100)	妥当 (70)	普通 (50)	不十分 (30)	極めて不十分 (0)
見積金額	見積金額の評価	見積金額	100	最も安価な業者の見積金額×100÷該当業者の見積金額(※2)				

※1 「関連業務実績」とは、過去5年間(平成22年4月～平成27年3月までの期間)において自治体における公共交通関連業務を受注し完了した実績をいう。

※2 小数点以下の端数は、小数点以下第1位で切り捨てをする。